

平成20年

第3回市議会定例会 議案第10号

公益法人等への函館市職員の派遣等に関する条例の一部改正  
について

公益法人等への函館市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月8日提出

函館市長 西 尾 正 範

公益法人等への函館市職員の派遣等に関する条例の一部を  
改正する条例

公益法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への函館市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例」に改める。
  - (1) 函館市職員定数条例（昭和24年函館市条例第36号）第3条
  - (2) 函館市職員賞慰金支給条例（昭和48年函館市条例第32号）第9条第1項

(提案理由)

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正  
に伴い規定を整備するため